

○財務省告示第五十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成三十年二月十六日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年三月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十  
四回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項並びに特  
別会計に関する法律（平成十九  
年法律第二十三号）第四十六条  
第一項、第四十七条第一項及び  
第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格  
競争入札発行」という。）及び価  
格競争入札の募入の決定をした  
後に行われる入札であつて、財





十四	十三	十一	九	八
初期 利子	の経利入 払過札格 込利発競 み子率行 争非者	争非者特 争入格第 札格第II 競II加場 行争非者 特	振替 額 単 位	最 低 額 面 金
<p>金と平 額し成 を、三 支次十 払の年 う算六 。式月 たに二 だよ十 し、算日 支、算支 払、算支 期、算支 期、算支</p>	<p>募入○ 入決一 込額の に加通 え、知 、受 のけ 算た 式者 には よ、</p>	<p>額額 面以上 金の額 百その 円れど につ きの 百心 円募 九価 十格 四</p>	<p>す。の整 。の数 倍の金 額に よる もの と</p>	<p>五 万 円</p>
$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.1}{100} \times \frac{58}{365}$			<p>平成三十 年二月十 六日</p>	

